

経済安全保障推進法の 概要と企業への影響

半導体や医薬品などの重要物資を安定的に確保し、基幹インフラへの攻撃を防御する経済安全保障推進法。どの対象にどのような規制がかかるのか、企業はどのように対応する必要があるのか、経済安全保障の議論の前提を知ろう。

本年五月、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（通称「経済安全保障推進法」）が成立し公布された。公布日（五月一八日）から二年以内に段階的に施行される。法の主な内容である四制度を概説するとともに、企業への影響とその対応および他の経済安全保障関連の動きに触れる。なお、条文の番号は以下のように略記する。

【例】 1条↓（1）、1条2項10号↓（1（2）10）

「安全保障確保の基本方針」を策定

この法律は、国家国民の安全を害する経済関連行為の未然防止の重要性に鑑み、経済施策による安全保障確保の基

Unilaw企業法務研究所代表

浅井敏雄

あさい としお 一九七八年東北大学法学部卒。日本・米系・仏系の三社で法務・知的財産部門の責任者を歴任、約四〇年企業法務に従事する。一般社団法人GBL研究所理事。元弁理士。日米欧中を中心に知的財産権、個人データ保護、経済安全保障、競争法、企業法務実務を研究。近著に「中国データ・情報関連法」など。

本方針（基本方針）を策定し、四制度を創設することによりこの施策を推進することを目的とする（1）。政府は、本法の公布日から六カ月以内に基本方針を定めなければならない（2、附則（1）但書1号）。

特定重要物資の安定的供給確保（サプライチェーン強靱化）

「特定重要物資」とは、①国民生存に必要な不可欠なものしくは広く国民生活・経済活動が依拠している重要物資（プログラムを含む）であって、②当該物資又はその生産に必要な原材料・プログラム等（原材料等）について外部（外国を含むと解される）に過度に依存し又はそのおそれがある場合において、③外部からの行為により国家国民の安全

を損なう事態の未然防止のため、④当該物資・原材料等の安定供給確保を図ることが特に必要と認められるときに、政令で指定される当該物資を意味する(7)。

二〇一〇年に中国が日本向けレアアースの輸出を規制したような事態が念頭にあると思われる、本法制定にかかる有識者会議第二回資料から半導体／レアアースを含む重要鉱物／大容量電池／医薬品等の指定が予想される。

政府は、基本方針に基づき特定重要物資の安定供給確保の基本指針を定め(6)、主務大臣は、同指針に基づき特定重要物資・原材料等(「特定重要物資等」)にかかる取組方針を定める(8)。

民間事業者は、特定重要物資等の安定供給確保の取組(生産基盤整備／供給源多様化／備蓄／生産技術導入・開発改良／代替物開発等)に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受け(9)、助成金(31(3)1)／事業者に融資する金融機関への利子補給(31(3)2)／ツーステップローン(13(19)／中小企業者が認定供給確保事業を行うために設立する会社の株式の引受け(26, 27)／中小企業への信用保険付保(28)等の支援を受けることができる。

この支援だけでは安定供給確保が困難な物資については、主務大臣はこれを「特別の対策を講ずる必要がある特

定重要物資」として指定でき(44(1)、国が自ら当該物資・原材料等の備蓄等の措置を講ずる(44(6))。主務大臣は、外部からの行為により当該物資・原材料等の供給が不足し又はそのおそれがあり、その価格が著しく騰貴したことにより特に必要な場合、備蓄等したものを時価よりも低い対価で譲渡・貸付し又は使用させることができる(44(8))。

これらは、公布日後九ヵ月以内に施行される(附則1本文)。

特定社会基盤役務(基幹インフラ役務)の安定提供確保

電気・ガス・水道等の基幹インフラ役務(特定社会基盤役務)の設備(特定重要設備)は、例えば、その設備(を動かすコンピュータシステム)へのマルウェア等の不正機能の埋込により、当該役務提供の妨害手段として使用されるおそれがある。

政府は、これを防止するため、基本方針に基づき特定社会基盤役務の安定提供の基本指針を定める(49(1)、(2))。また、主務大臣は、特定社会基盤事業を行う者の中から特定社会基盤事業者を指定し、同事業者による他の事業者からの特定重要設備の導入又は他の事業者への維持管理・操

作の委託の計画を届出させ、審査の上必要に応じ変更・中止等の勧告・命令を行う。

「特定社会基盤事業」は、電気ガス／石油／水道／鉄道／貨物自動車運送／外航貨物／航空／空港／電気通信／放送／郵便／金融／クレジットカードの一分分野の事業から政令で絞り込まれる。その上で、「特定社会基盤事業」を行う者のうち、①その使用する「特定重要設備」（機器・プログラム等を含み、特定社会基盤役務の安定提供上重要で、外部からの安定提供妨害の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの）の機能が停止・低下した場合に、②当該役務の安定提供に支障が生じ、③国家国民の安全を損なうおそれ大きいものとして主務省令で定める基準に該当する者を主務大臣が「特定社会基盤事業者」として指定する（以上50）。

内閣委員会答弁では、「特定重要設備」の例として貨物自動車運送事業における集配管理システム等が、「妨害手段」の例として不正機能埋め込み等が、それぞれ挙げられている。

特定社会基盤事業者は、他からの特定重要設備の導入又はその維持管理等の外部委託を行う場合、事前にその計画書を主務大臣に届出なければならない（52（1））。審査は、

同設備が外部からの役務安定提供妨害行為（「特定妨害行為」）の手段として使用されるおそれが大きいか否かに関し行われる（52（4）、（6））。審査期間は原則として届出受理から三〇日間である（52（3）、（4））。

主務大臣は、審査の結果、特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいと認めるときは、その防止措置（同設備の導入・維持管理等委託の内容変更・中止等）を勧告することができる（52（6））。勧告の諾否の通知がない場合又は正当理由なく勧告を拒絶した場合は、計画の変更・中止を命令できる（52（10））。

主務大臣は、特定重要設備の導入・維持管理等の委託の後でも、国際情勢の変化等により、当該設備が特定妨害行為の手段として使用され又はそのおそれが大きいと認める場合、当該事業者に対し必要な措置を勧告・命令できる（55（1）、（3））。

主務大臣は、特定社会基盤事業者の指定のため、特定社会基盤事業を行う者に必要な報告資料の提出を要請でき（58（1））、また、特定社会基盤事業者に対し報告／資料提出要請／立ち入り／質問／検査を行うことができる（58（2））。

これらの基本指針策定は公布日後一年以内、特定社会基

盤事業者の指定は同じく一年六カ月以内、審査・勧告・命令は同じく一年九カ月以内に施行される。特定社会基盤事業者の指定から六カ月間は届出義務の適用を開始しない（附則1但書2～4号、53）。

特定重要技術の開発支援

政府インフラ、テロ・サイバー攻撃対策、安全保障等の分野の先端重要技術の研究開発とその成果活用を支援・促進し、我が国の国際社会における地位確保を図るため（内閣官房「経済安全保障推進法案の概要」〔概要〕）、政府は、基本方針に基づき、「特定重要技術」の研究開発の促進・成果活用の基本指針を定める（60（1）、（2））。

「特定重要技術」とは、重要先端技術のうち、当該技術・その研究開発情報が外部に不当に利用された場合又は外部からの行為により当該技術を用いた物資・役務の安定利用ができない場合に、国家国民の安全を損なうおそれがあるものをいう（61）。具体的には、宇宙・海洋・量子・AI等の分野における先端重要技術が想定されている。

政府は、指針に基づき、当該研究開発・活用に対し、必要な情報提供・資金支援等に努める（61）。

具体策としては、官民パートナーシップとして、国の資

金により行われる特定重要技術の研究開発等について、その資金を交付する大臣が、基本指針に基づき、個別プロジェクトごとに、研究代表者の同意を得て協議会を設置し、必要と認める者をその同意を得て構成員として追加する（62）。協議会構成員としては、同大臣／国の関係行政機関の長／研究代表者・従事者／シンクタンク等が想定されている。

協議会の機能（62（4）等）として、研究開発推進に有用な官民のシーズ・ニーズ情報の共有や社会実装に向けた制度面での協力等、政府が積極的な伴走支援を実施する。協議会で共有される、政府の研究成果、サイバーセキュリティの脆弱性情報等のうち機微情報については、構成員に対し適切な情報管理と国家公務員と同等の守秘義務を求め（62（5））。

内閣総理大臣は、特定重要技術の見定め（絞り込み）やその研究開発等に資する調査研究を、一定の能力を有する機関（シンクタンク）に委託できる（64（2）、（3））。これらは、公布後九カ月以内に施行される（附則1本文）。

特許出願の非公開

この制度は、我が国特許制度上、出願された発明の内容

は出願の一年六カ月後公開されるところ、①公にすることにより国家国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明（例・核関連技術）が記載されている特許出願につき、出願公開等を留保するとともに、その間、情報保全措置を講じること、特許手続を通じての機微な技術の公開や情報流出を防止し、②これまで安全保障上の観点から特許出願を諦めざるを得なかった発明者に特許法上の権利を受ける途を開くことを目的とする（「概要」）。

政府は、基本方針に基づき、特許出願にかかる明細書等に記載された発明にかかる情報流出防止のための措置に關し基本指針を定める（65（1）、附則1但書2号）。

特許庁は、公にすることにより国家国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が含まれ得る技術分野（核技術、先進武器技術等の分野から政令で絞り込む）に属する発明が記載されている特許出願を出願日から三カ月内に内閣府に送付する（66（1））（技術分野等によるスクリーニング・第一次審査）。なお、同技術分野に属する発明については外国出願（国際出願を含む）が禁止される（78（1）本文）。

この第一次審査と次の第二次審査の間及び保全指定中は、出願公開及び特許査定を留保する（66（7）等）。

内閣府における保全審査（第二次審査）（当該発明に係る情報の保全が適当かの審査）では、①発明を公開した場合の国家国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度、②非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響等を考慮する。保全指定をしようとする場合には、事前に出願人に出願を維持するか意思確認（一四日以内）を行う（以上67）。最終的に保全指定する場合には、保全対象発明を指定し出願人に通知する（70（1））。指定の期間は一年以内とし、以後、期間満了ごとに、延長（一年以内）の可否を判断する（70（2）、（3））。保全指定継続不要と認めたときは指定を解除する（77（1））。

指定の効果は以下の通りである…出願の放棄・取下げ禁止（72）／発明の実施の原則禁止・実施許可制（73）／発明内容開示の原則禁止（74）／発明情報の漏えい防止のための適正管理義務（75）／他の事業者に発明情報の取扱いを認める場合の承認制（76）／外国出願の禁止（78（1）但書）。

保全対象発明の実施不許可等により損失を受けた者に対しては国が通常生ずべき損失を補償する（80）。

これらのうち基本指針策定は公布日後一年以内、他は同じく二年以内に施行される（附則1但書2号、5号）。

企業への影響とその対応は

経済安全保障法上の制度については、企業としては、まずは今後策定・制定される基本方針／それに基づく各指針／関係政省令等の内容を注視すべきであるが、その内容に応じ、各制度の自社への影響把握、自社に対する各制度適用の有無確認、適用ある場合における規制遵守体制整備または特定重要物資等に関する認定・助成等の制度を利用するの可否かの判断等を行わなければならない。

この法律は、経済安全保障の観点からは基本的に「守り」が中心で包括的なものでもない。また、経済安全保障に関しては本法のほか以下のような動きもある。企業としてはこれらについても必要な対応を行わなければならない。

対内直接投資規制強化——二〇二〇年五月施行の改正外為法施行により、上場会社株式取得の事前届出対象の閾値引下げ（一〇％から一％へ）等がなされている。また、告示により安全保障関連の事前届出対象業種が追加され、サイバーセキュリティ／医薬品・医療機器／レアアース等の重要鉱物資源安定供給、それぞれに関連する業種が追加され、一九年以降に適用が開始された。

重要土地利用規制法——二二年六月、安全保障上支障

となるおそれがある重要な土地（例：防衛関連施設等の土地）の取引やその周辺における利用行為の規制等を可能とする「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」が成立し、一部施行済み、他は公布日（六月二三日）後一年三ヵ月内に施行される。

輸出者等遵守基準（省令）強化——本年五月、基準の改正が施行され、外為法上、安全保障上機微な貨物等の流出未然防止のため輸出者等が遵守すべき同基準の内容が改訂され、リスト規制貨物・技術の輸出等の業務に関し、①需要者以外から用途・需要者確認情報入手する場合における情報の信頼性向上手続、②当該業務に関わる子会社への指導・研修とその業務の体制・内容の確認体制・手続を定め、当該手続に従い確認・定期指導等を行うべきことが追加された。

政府による大学・研究機関等への研究費支出指針の改定（研究インテグリティ）——二二年一二月、政府が大学・研究機関等に研究費を支出する際の指針が改定され、外国等への技術流出等を防ぐため、研究者に対し研究費応募の際に、外国関係を含め、全ての研究費の応募・受入状況、所属機関・役職（兼業や外国の人材登用プログラムへの参

加、雇用関係のない名誉教授等を含む）に関する情報の開示を要求することとなり、今年四月一日の研究費公募分から適用されている。

機微技術等の国内提供（みなし輸出）の規制強化――

本年五月、機微技術等の国内提供（みなし輸出）の規制強化通達が施行された。外為法（25（1））上、従来、入国後六カ月経過した、または国内の事務所・企業に勤務する外国人を国内「居住者」として扱い「みなし」輸出管理の対象外としていた解釈運用を変更し、「非居住者」に技術提供を行うのと事実上同一と考えられる場合、換言すれば、「居住者」が外国等の「非居住者」の強い影響下にある場合には、みなし輸出管理の対象であることが明確化された。

防衛技術等「セキュリティ・クリアランス（適格性評価）」制度法制化の可能性――

本法の附帯決議の一つに「国際共同研究の円滑な推進も念頭に……情報を取り扱う者の適性について、民間人も含め認証を行う制度の構築を検討……」とあり、具体的には、防衛技術等の国際共同研究等に必要とされる機密情報にかかる「セキュリティ・クリアランス（適格性評価）」（同情報にアクセスできる人の適格性を審査・認証する制度）に関する法案が参院選後国会提出される可能性があると思われる。

企業側も発想の転換が必要

以上の通り、我が国の経済安全保障関連規制は近時増加しており、国際情勢を考慮すれば今後も増えることになるであろう。また、海外ビジネスに関しては米国の関連法とこれに対抗する中国の関連法の適用・影響を受け、それらの板挟みになる可能性もある。

企業としては、これらに対応する負担と困難性は増加するばかりであるが、ロシアのウクライナ侵攻のような事態を目にし、また、近年の国家関与も疑われるサイバー攻撃の増大等に直面すれば経済安全保障を含む国家安全保障の重要性と、それが個々の企業自体も取り組むべき問題であることを認識せざるを得ない。

したがって企業は、これらの経済活動の自由の制約面だけに着目するのではなく、むしろ、そのような制約の中でいかにして企業活動を維持し発展させるかという課題に積極的に取り組まなければならない。ただし国際政治においては、正義と思われる政策を直線的に追及しただけでは望んだ結果を得られず、結果として自国の利益・経済に悪影響が生じることもあるから、政府にはこれらも考慮した上で政策を望みたい。●